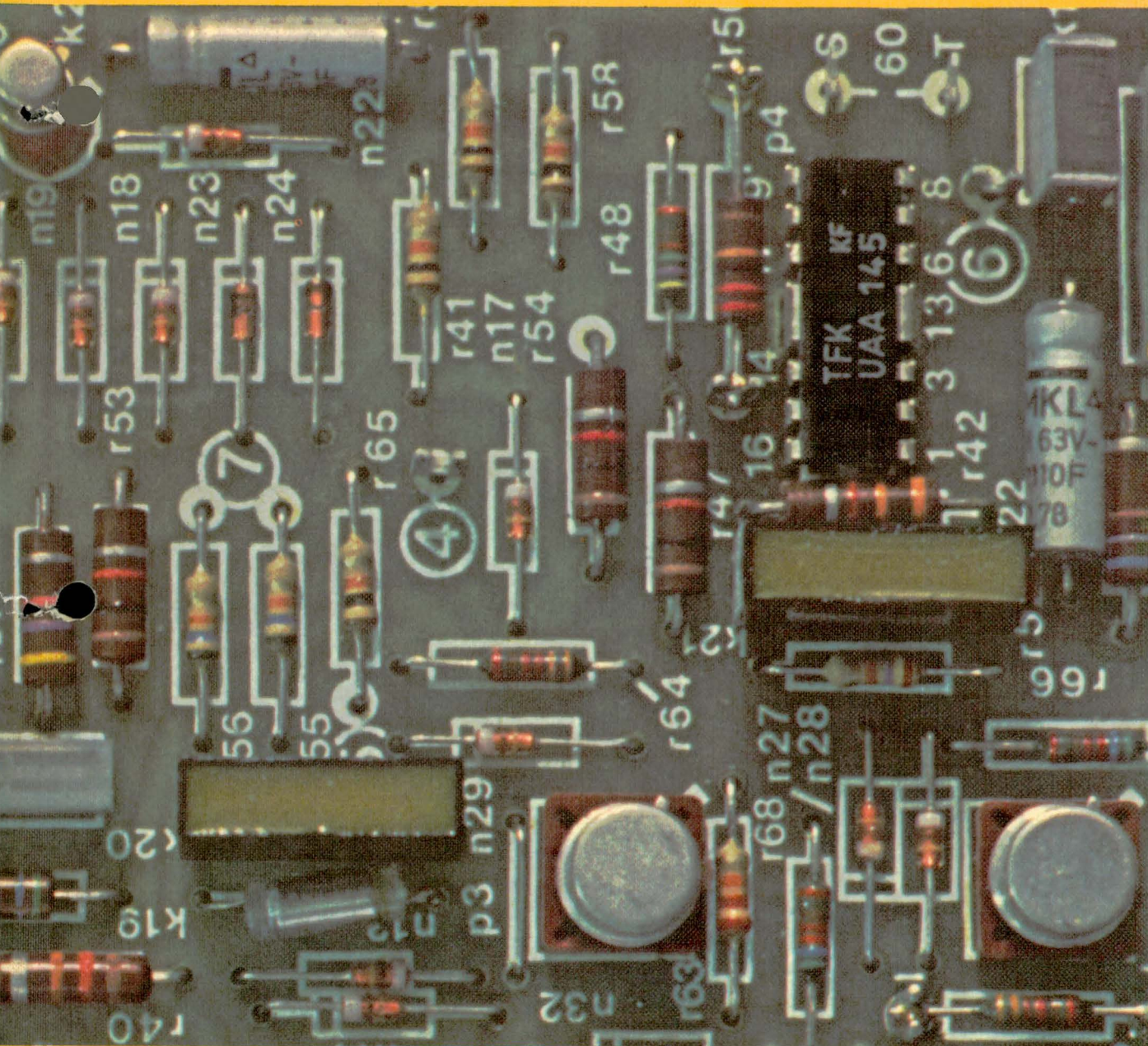


STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 41/1/80

1980: 8 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

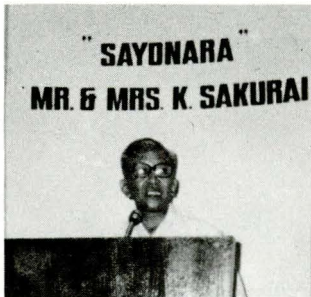
＜ 目 次 ＞

(1980年 8 月号)

草わけの頃思い出すまま	1
偉大なる先輩桜井様の帰国に際して	7
NWC 勧告の背景と影響	9
NWC 勧告に関する参考資料	15
シンガポール・ドルの為替相場動向	23
シンガポールに於けるオフショア・バンクについて	30
テレファックス雑感	37
理事会の動き	42
部会活動	46
8 月の主な経済記事	49
広報欄	51
資料案内	54
編集後記	55

草わけの頃

思い出すまま



桜井 清彦

私がジュロンへの第一歩を踏み入れたのは1962年4月であつた。EDBのスタッフの案内で、車とボートを乗りついで、戦争中に日本の陸軍が建設を試み途中で放棄した潜水艦用ドックの前を通り（現在のジュロン発電所のところ）タンジヨンクリンをまわりサムルン島の椰子の木でつくつた栈橋へとボートをつけた。

サムルン島は本土から150米ほどはなれた小島で、中央に約60米の高さのジャングルに蔽われた丘があり、周囲はさんご礁とマングローブスワンプ、そして東岸にマレイ人部落があつた。戸数は約70戸、人口は400人くらいであつたろうか、2軒の華人の家（魚の仲買と日用品販売）を除きマレイ人の家はすべて水中に柱をたてた典型的なマレイスタイル、浜にはにわとりが走りまわり、椰子の木の下で子供が遊ぶ平和郷であつた。

こんな小さな部落でもちゃんと流通については華人がにぎっているのがはつきりわかりこれからの仕事へのよい参考になつた。

一方シンガポール市中では、ロビンソンロードなど目貫のところに所々赤旗がたち、ストライキのピケラインを張つてテントの下にたむろしている組合員の姿が目についた。

戦後一時日本でも見られたような、肥つた資本家が瘦せた労働者をさく取しているといった公式的なポスターが張られ、スト何日目という大きな標示がある。きけばここのストのやり方は日本のように残業拒否とか時限ストとかの生やさしいものではなく、交渉決裂と共にすぐ無期限ストに入り、会社の前にテント張りのピケラインをつくり昼夜組合員が座り込むといったものらしい。

このようなところで造船所の経営を如何にやつて行くかが私の第一の問題

であつた。

まず当地の労働問題にくわしい人の話をきくこととし、EDBの紹介で最初に訪問したのは当時ナショナル・カーボンの人事部長をしていたJOHN DAVIS氏である。彼と当地の労使関係の現状、問題処理要点、日本の労使関係の状況など話しあつたのはその後のよい参考になつた。DAVIS氏はその後独立してご承知のMCSを設立し今日に至つている。

労働問題については、基本的なわれわれの考えとやり方をシンガポール側によく理解しておいてもらう必要があるので、その後さらにEDBの紹介でNTUCの委員長であつたDEVAN NAIR氏とも面談した。彼には特に英国式デマーケーションの考え方は造船所経営にもつとも支障の大きいことを強調し、日本の実情を見てもらうこととした。

DEVAN NAIR氏自身は極めて多忙なため、NTUCからの代表1名労働省からスタッフ2名を選んでもらい、彼等を日本に派遣し、日本の造船所における実情を視察してもらつた。

このとき労働省から派遣された1人が現在国防次官でMSHIの会長をしているNATHAN氏である。

当初の調査段階でぶつかつた問題のひとつは、EDBが考えている工業の規模の概念が、およそ重工業とはかけなれていた点である。たとえば造船所第一期完成時の所要電力が約5000 KVAということに対して、そんな必要はとて与えられないといつたようなことがいろいろの面に出てきた。

当時すでにケツベル・シツプヤードや英国海軍工廠（現在のセンバワンシツプヤード）が相当な規模で運営されてはいたが、EDBの若いスタッフ諸君にはそれは別世界のことであつたらしい。今日大臣や次官の要職についている当時の若いスタッフ諸氏が、いまでは石油化学プラントのような大型プロジェクトを苦もなくこなしているのを見ると彼等の勉強のあとがしのばれる。

造船所などの「労働者」というものについての考え方のちがひも問題の一つであつた。私達が労働者という場合、それは当然相当の技能と経験を持ち、造船所内で組織的活動に寄与できることを期待している。しかしシンガポール側の概念では、工業というものは設備をつくり、マネジメントを必要な

ら外国から誘致すれば、あとは極言すれば砂利のように労働者を集めればなり立つと考えていたふしがある。特に職長のような監督者の重要性、それを育てるのに相当の年月と努力を必要とすることなどは殆んど理解されなかった。

実はこれも無理からぬことであつて、かりに日本などの工場を視察し立派な設備のところで能率よく仕事が進んでいるのを見せられても、その蔭に中間の管理者、監督がまえもつてどんな準備をし段取をしているかまで見てとることはほとんど不可能であろう。

この問題は後年シンガポールが独立後自国の軍隊をつくりはじめて、その衝にあたった人々が軍隊組織の中の下士官の重要性に自ら気がついたときにはじめてよく理解してもらえたように思う。

はじめの頃は P S A、P U B など政府機関の要所にまだ英人スタッフが残っていた。この人達は以前に大英帝国がインドやシンガポールを経営していた時代の英人エリートはちがい、それほどの能力があつたとは思えずその石頭にも相当なやまされたものである。英本国ですでに認められている新しい電気絶縁材料の採用をシンガポールに残る古い規則をたてに頑として認めないなど、新しい設備計画にいろいろ障害があつた。幸いこれら石頭諸氏は数年ですべて若いシンガポリアンに入かわつてしまつたが……。

1963年1月、はじめての日本とシンガポールの合弁事業であるジュロン造船所設立の合意ができ、議定書の調印式が文化センターで行われた。EDBとしてもはじめての大型合弁企業ということで調印式には大勢が招待され、新聞にも大々的に報道されるなど受入の体制は当時のシンガポールとして申分ないものであつた。

その後4月に新会社の設立登記を行い具体的なプランを進めることになつたが、その間会社として別に事務所をもつより毎日EDBとの打合せもあることだからと、われわれにはEDB内に一室をあてがわれ、そこで仕事をスタートした。

会社を設立した頃からほつほつ新聞に例の血債問題の記事が出はじめるようになった。(この経緯については別に報告してあるので省略する。)

E D B ではこの件についてあまり心配するなど言ってくれていたが、事態は次第に悪くなりついに8月末中華総商会を中心とする対日血債要求総けつき大会がシテイホール前広場で開かれることとなつた。

それまでに在留日本人間では最悪の事態にそなえ電話連絡網をつくり、またけつき大会当日は外出を見あわせるなど緊張した日々を送つたが、幸いにも日本人に対する直接行動などは起らず、一同肩身のせまい思いをしながらも平穩にすごすことができた。

しかしけつき大会のあとまた町に出てみて、一夜のうちに町中に張りめぐらされた対日血債要求の横断幕、日本軍の銃剣の下に横たわるどくろから血の流れている図柄のポスターなどをいたるところで目にして、あらためて中華総商会の動員力にも驚かされ、これはただの商工会議所ではないという思いを深くさせられた。

このような事態になつてもE D Bの方はまったく態度は変らず、毎日の仕事の方には何も支障はなかつた。ただこの状態のところへさらに大勢の日本人と家族が乗りこむことはどうかと思われたので、日本人の派遣については事態の鎮静するまで一時計画の延期をせざるを得なかつた。

1963年の終りにむかつて、ようやく日本人の派遣もできるようになり、年末には日本に発注した小型浮ドックも到着した。

それまでにはE D Bにより島内の住民の移転や土地造成もほぼ終り、一年前のジャングルとマングローブの島は一面平らな造船所用地に生れかわつた。

ただ本土と島を結ぶ橋の建設には時間がかかり、当分の間人はドラム缶をならべた浮橋を渡り、重量物は中古の上陸艇を使用して運ばねばならなかつた。

島内では電力は小型の発電機を利用したが、コンクリートに使う大量の水は浮橋を通してゴム管で送るだけでは足りず、深いあなを掘りスコールで溜つた雨水を利用した。

島の近くまでの道路もようやく車が通れるようにはできたもの、一度スコールがくればどろんこの中で立往生するしまつて、はじめのうちはとにかく雨と泥とのたたかいであつた。

1964年2月造船所の定礎式を行うことになり、当時の蔵相 DR. GOH KEN SWEE により礎石がすえられたが、このときも DR. GOH をはじめ来賓にはフラフラする浮橋をわたつてもらつたのである。

定礎式の終つたあとは、一方では建設をすすめながら同時に小型浮ドックを使つての修理船工事、それと共に新しく採用したエンジニアとワーカーの訓練という三本立の仕事に忙殺されながらも、次第に設備も動きも造船所らしい形になりはじめた。

この年シンガポールで起つた最大の危機は突然起つた華人对マレイ人の市民闘争であつた。ある日の昼少し前突然外出禁止令 (CURFEW) が出され、よくわからないながらもどうやらゲラン地区で衝突が起き死者も出たらしいとのこと。午後3時までには全員家に帰れということで一斉に帰宅にむかつた車やバスでの市中の混乱もさることながら、ジュロンで働いている人達を時間内に無事帰宅させるのには大変な苦勞をした。

結局日本人が最後に残ることになつたが、この CURFEW の指示の出たとき華人系の諸君の真剣な心配ぶりは、このような経験のないわれわれの理解をこえるものがあつた。

外出禁止は数日間続いたが、事態が鎮静すると朝夕1〜2時間の外出が許可されマーケットでの買出しもできるようになり、次第に時間が延長されて事務所への往復もできるようになつた。

はじめて事務所へ行つた日、キイを持つたオフィスボーイが出て来ずドアが開かないので、こわがる運転手を督励し、ゲラン地区の彼の家まで行く途中、道路いつぱいのガラスの破片、焼けた自動車の残がいなどが騒動の名残をとどめていた。

このような事件はこの年2回起つたが、2回とも大事には至らず鎮静化し、われわれの仕事に関する限りはその後とくにこの問題のための支障はおきなかつた。

1965年の最大事件はもちろんシンガポールのマレーシアからの独立である。

連日造船所の仕事を軌道にのせるべく苦勞を続けていたわれわれには、あ

まり政治の問題にも注意を払う余裕もなかつたので、このシンガポール独立はまったく突然のできごとであつた。マレーシア共同市場の成立を前提としてシンガポールに進出した工業にとつて、この問題は主たる市場を失うことであり、極めて深刻なショックであつたろう。

ただジュロン造船所の場合は、マレーシアそのものの市場はそれほどの重要性はもたず、むしろ独立によりこれまでの自由港の性格を独自に維持できることの方が有利に働くと判断され、この問題は比較的楽な気持ちで受とめることができた。

この年11月当時のシンガポールとしては最大の9万トンドックが完成した。このドック完成により、それまではただシンガポールの沖を素通りしていた大型タンカーの修理をジュロン造船所で引受けることが可能になつた。

丁度日本は東京オリンピックのあと、高度成長をはじめたところで、日本だけでも石油の消費量増加は著しく、中東からマラッカ海峡を通り日本へ原油を運ぶタンカーの数も大きさも飛躍的に成長をはじめていた。

2年前計画の段階ではドックの大きさは9万トンもあれば当分は大丈夫と考えていたのがたちまち不十分となり、引続いて20万トン以上のドックの建設を考えねばならなくなつた。これから以後、オイルショックでブレーキのかかるまでの約十年間にシンガポールはタンカーの修繕センターとして世界的な地位を築きあげたのである。

後記：

帰国して1月あまりでまた国外への出張などがあり、引越荷物で送つた記録などはまだ手がつかずそのままです。思い出すまゝはじめの頃をここまで書いてきましたが、すでに約束の期日はとつくに過ぎており、これから先を書くのにはまだしばらくかかるでしょうからここいらで一区切とさせていただきます。

偉大なる先輩桜井様の帰国に際して

Singapore Time Pte. Ltd.

佐山 清司

商工会議所月報の広報委員の1人からみた桜井様の長年にわたる当地における功績を回顧してみたいと思います。

桜井様は当地における日本人コミュニティーの長老としての立場、外資企業のトップマネジメントの長老としての立場など多岐にわたる当地の政府及び企業団体の役員に就任されてこられました。戦後10余年を過ぎたばかりの当地へ着任されシンガポールの動乱期から現在に至る18年間を当地で活躍された時代を層別してみると、次の様ではなかつたかと推察されます。これは限りある知識、先輩達からの耳学問により知り得たものをまとめてみました。

- (1) 日本人に対する反感が強い時世に武力でなく資本力という形の当地への進出に対しても許容されることが難かしい時点における現地からのエモーショナルな圧力に耐える時代
- (2) 桜井様御自身の信念とも思われる“和を尊ぶ”精神から色々な形で現地社会・政府・企業団体と日本人コミュニティー・日系進出企業を結ぶパイプ役として優れた英語力を駆使して活躍された時代
- (3) 日本人特有の思考方法・意志決定プロセス・生活様式を紹介し、現地社会・企業の将来発展のために役立つと思われる日本人的ノウハウを積極的に売込み、日本人及び日系企業が自分の立場を主張することを先頭に立つて本人自身が実行されてきた時代
- (4) 日本人コミュニティー、日系企業団体ばかりでなく、現地における各界の御意見番として活躍された時代

桜井様の意向を受継いでゆくことは、今後とも当地で業務にたずさわる私達にとって必要なことであると同時に現地からも期待されていることであります。また意向を引継ぐにしても今後の社会状況の変革も加味して、いかに

Up To Date のものに置き替えてゆくかも課題として残されております。
この課題に対して一石を投じてみたいと思います。

従来の海外進出としてのパターンは大手の流通・金融・製造業が主流であり、日本における経営組織が確立されたもの・進出ノウハウの蓄積のあるものであつたが今後は多種多様の大小様々の企業の進出が予想され、従来の様に現地との友好関係を保つための努力が主にトップ間同志で行なれておれば大勢を決することができると思われたものが、今後は接点が点から線、線から面へ幅広くなつてゆく情勢下においては企業活動・社会生活における接点はトップ間だけの意向の反映だけでなく、接している面積の広い下部層同志の間の接触から発生する多様化した反応の指向性を適格に把握し、潜在的な問題点の解決や適正な軌道修正ができるようなリーダーを上下層にもち、その間の調整をしてゆくことが求められてくることでしょう。特に下部層のリーダーの養成には十分に時間と費用をかけてゆくことだと思います。交替のはげしい当地における若き日本人に対してその運営は困難を要することは避けられませんが、今後文化面の日星間の交流が多くなる時代には彼等こそ必要な人材になりましょう。

シンガポールにおける功績ある人として桜井様とならんで語らなければならぬ人として中山一三様がおられます。このお二人は縦系と横系で編まれたかの様に語学においても英語・華語にそれぞれ優れておられ、また政府関係・中華総商会関係にそれぞれ交友関係を深くもたれておられ、製造業、流通業におけるトップマネジメントの任務を果たしてこられましたことは実に賞賛に値する功績を残された方であると思います。

今後のこのお二人方の御健康と御発展をお祈り申し上げます。

NWC 勧告の背景と影響

— 2 年続きの高率勧告を受けて —

JETRO

高橋 正行

80 年 7 月から向こう 1 年間の賃金引き上げに関する NWC 勧告は、昨年の平均 20 % に続いて、19 % という大巾な人件費増を各企業にもたらすこととなりました。

勧告の内容については、すでに皆様がよくご承知のとおりですが、要点のみを記せば以下のとおりです。すなわち、

1. 平均的な勤務成績の被雇用者については、33 S ドルプラス 7.5 % の賃金引き上げを行うこと。（グループ相殺つき）
2. 平均以上の勤務成績を残した被雇用者については、グループ相殺計算のために算出した 80 年 6 月分の給与総額の 3 % 相当額を当該被雇用者間で上乗せ分配すること。
3. 月額給与 750 S ドル以下の被雇用者について雇用者が負担すべき SKILLS DEVELOPMENT FUND への拠出金比率を当該給与の 4 % に引き上げること。
4. CPF への被雇用者積立分を 1.5 ポイント引き上げ 18 % とする。なお雇用者負担分は 20.5 % に据え置くこと。
5. ジョブホッピングを防止するため、人員整理、住居変更等やむをえない理由が認められる場合を除き、勤続 1 年未満で転職した被雇用者には勧告を適用しない。さらに、たとえば勤続 1 年未満の任意退職者について、その期間内に積み立てられた雇用者負担による CPF 積立金を没収し、SDF に移転するといった方法でジョブホッピングに対するペナルナルティーの賦課を考慮するよう勧告する。
6. 職場に関連のないFRINGE BENEFITSについては、最高 2 % の賃金引き上げと交換に廃止する方向で労使が交渉すること。
7. 賃金スケールの最高額に到達した被雇用者についても、昨今の高率な物価上昇に鑑み、同率の引き上げを行うこと。

8. 従来概ね1カ月分に凍結されていたボーナスを3カ月分までは大蔵大臣の事前承認なしに支給できるようにすること

＜勧告の特徴とその背景＞

概ね、以上のとおりですが、今回の勧告の特徴は、(1)生産性向上、職務規律遵守へのインセンティブとして、勤務成績の優秀な被雇用者に対して配分を高くする二段階賃上げ方式を打ち出したこと。(2)ジョブホッピングに対する歯止めの措置として、制裁措置の導入を勧告したこと二点にあるといえましょう。

昨年の勧告が雇用者の負担を一方的かつ大巾に引き上げる“雇用者に対して厳しい勧告”であつたのに対して、今回のそれは雇用者にほぼ前年並みの負担増を強いるという意味では相変らず“雇用者に厳しい勧告”であると同時に、被雇用者に対しても選別的待遇を勧告するという意味で、“被雇用者に対しても甘くない勧告”といえようかと思えます。

今回の勧告の根幹をなすのは、産業構造の高度化に向けて、産業の効率化と生産性の向上を如何にして実現してゆくかという問題意識といえるでしょう。そして、この点においては、昨年のそれと軌を一にするものといえます。ただ、昨年の勧告が、機械化、自動化コンピューター化を軸として、省力化を推し進めることによつて産業構造転換を図るという観点から人件費圧力を強め、主として企業家の合理化投資に期待したのに対して、今回の勧告では、過去1年間の企業家の合理化努力に一定の評価を与えたうえで、産業構造転換への労働者の責任分担を求める姿勢が強く打ち出されています。そしてこの思想が、勤務成績の優秀な被雇用者に対するインセンティブとしての二段階賃上げ方式やボーナスの増枠勧告となり、一方で、“無責任かつ有害な”と表現されるジョブホッピングに対する制裁措置の導入勧告となつて実現化されているといえましょう。

産業構造転換という国家目標を達成するうえで労働者の責任分担を求めまた「賃金引き上げは“当然の権利”ではなく、生産性の向上に見合ったものでなければならない」（労働省声明）としていることは、極めて当然のこととはいえ評価できると思えます。企業経営に携わつておられる多く

の方々から「仕事に対する責任感が希薄である」、「ただ単に言われたことをやるだけで、創意工夫に欠ける」、「自己向上への意欲に乏しい」等々の労働者評が聞かれますが、労働人口がわずか100万人を上回るにすぎないシンガポールにとって、唯一の資源というべきマンパワーの開発は、当国経済の行方を決定する極めて重要なファクターと申せましょう。その意味で勧告自体が述べているように労働倫理を確立し、積極的に新しい任務に取り組んでゆく姿勢が強く望まれるところです。ただ、労働需給が依然として逼迫している状況の中で、労働者の意識改革がどの程度深く浸透するか気になるところです。かりに、この意識改革が十分に進まないとする、NWOの意図なり、政府の賃金政策のねらいは根底から覆えされることになりかねません。

リー首相は、ナショナルデーに際して国民に送ったメッセージの中で、81年にも、79年、80年と同程度の賃金引き上げを行う意向を表明していますが、この3年連続しての完全の大巾な引き上げによつて、韓国、台湾、香港等の賃金水準を考慮した賃金調整を終了し、82年以降は、生産性の上昇率をもとに賃上げ勧告がなされることになろうとしています。

元来、賃金の引き上げは、生産性の上昇による利潤の増大分に応じて企業ないし労使の自主交渉で決定されるべきものと考えられ、当国で現在進行しているような極めて政策的な賃金決定方式を一律に採用するとどこかに無理が生じるであろうことは想像にかたくありません。

＜心配される3つの悪影響＞

その最も懸念されるところは、大巾な賃金引き上げと諸負担の増加が製品コストを押し上げ、当国製品の国際競争力を減退させないかということです。もちろん、業種・製品によつて製造コストに占める人件費の比率の違いはあるでしょうし、また国際競争力をみる場合には、品質、デザイン、納期、アフターサービス、ブランドの知名度等々といった非価格競争力が価格競争力と同等あるいはそれ以上に重要な要素となつている側面を見落す訳にはゆかないことも事実です。また、かりに労働生産性が賃上げ率を上回つて伸びてゆけば、いくら賃金を引き上げようと、それが国際競争力の減退を招く要因にはならないことも明白です。しかしながら

①石油製品を別として、比較的労働集約度の高い電気、電子機器、船舶、家具、木工製品、衣類、繊維製品等の当国の直接輸出（DOMESTIC EXPORTS）に占める重要性が高いこと。

②そしてこれらの商品は、一部を除いてブランド等による製品の差別化が進んでいない、したがって価格競争力がより重視される商品であること

③近年の労働生産性の伸びは2～4%台（75年～79年）にすぎず、79年、80年の賃金引き上げ率を大きく下回っていること

等の事実を考えると一層の不安を感じざるをえません。

国際競争力に及ばず影響を並んで懸念されるのは、物価への影響です。80年上半期の消費者物価上昇率は前年同期比9.8%、卸売物価は同25.0%という高い上昇をましています。もとよりこれは原油価格の引き上げに端を発しているものではありませんが、ホテルやレストランなど人手によるサービスが不可欠なサービス部門や製造業でも多品種少量生産のため機械化・自動化しにくいところ等では、大巾な賃金引き上げの影響は、価格の引き上げという形でより直接的に表われるものと思われます。

事実、7月に入つて以降、宿泊料を上げたホテルも多数ありますし、レストランの値段が上がっていることに気づかれた方も多いと思います。話がやや前後しますが今年上半期の卸売物価を国産品と輸入品とにわけて比較してみると、輸入品の上昇率が前年同期比21.6%であるのに対し、国産品のそれは31.1%と相対的にかなり高くなっています。これなども、国内のメーカーがコストアップ分を吸収しきれず、製品価格に転嫁せざるをえない状況にあることを示唆するものといえようかと思えます。

第3に懸念されることは、今後の外国企業の対シンガポール投資に悪影響を及ぼさないかということです。ご承知のとおり、政府は産業構造転換に取り組んでおり、昨年からの“賃金調整”政策も、これを促進するための政策手段のひとつと考えられますが、あまりに性急な政策効果の追求は、さまざまなフリクションを伴いがちです。労働需給の逼迫という事情があるにせよ投資環境の急激な変化は投資家に不安感を与え、投資家をより慎重にさせます。賃金水準がある一定のレベルに到達した場合、最新鋭の設備を導入して

生産を開始（既存企業であれば続行）する方が有利なのか、あるいは生産基地を他国に移して事業展開を図る方が有利なのかという問題が必ず出てくるものと思います。現在は、特惠関税の適用が他のLDC諸国と同様に受けられますが、発足後満10年を迎える来年には何らかの見直しが行われる可能性が強く、かりにシンガポールの他、韓国、台湾、香港などのNICS (NEWLY INDUSTRIALIZED COUNTRIES) に対する特惠の適用停止といった事態に陥った場合には、地場の中小メーカの倒産とか当国に進出している外資系企業が最適生産地を他国に求めるというケースも当然でてくるであろうと思います。関税撤廃の後、8月で当国での生産を打ち切ったブリジストン社がこのほど台湾に進出を決定したと伝えられますが、特惠関税問題についてはほぼ同様な立場にあるとみられる台湾での生産に踏みきらせた誘因は何であったのか興味深いところです。

また最近ではジョホールバルへ企業進出する例が増え、労賃の上昇と労働需給の逼迫を招いているといわれますが、これもシンガポールの動向と無縁ではありえません。

〈おわりに〉

以上、極めて雑駁ではありますが、日頃感じていることの一端を述べました。あるいは悲観的な面ばかりを強調しすぎたきらいがあるかも知れません。もちろん、賃金調整政策の持つ積極的な意味を過小評価するつもりはありません。確かに政府の意図に添って、機械設備購入のための投資は増えているようですし、全般的には労働力のより効率的な活用が促進され、また製品、サービスのグレード・アップも進むでしょう。

しかしながら敢えて強調しておきたいのはこうした賃金の大巾な引き上げのあるなしにかかわらず進出後まだ日も浅く、創業期を脱していない多くの日系企業はさまざまな条件のもので、考えられる最善の努力をし、徹底した合理化によつてコストの低減に努めているということです。そして、機械化できるところは極力機械化した後でも、それでもなおどうしても人手に頼らなければならない作業は残されるということです。

したがって、賃金を高くすれば労働力の効率的な活用が進み、機械化・自

動化を通じて信頼性を増大させ製品のグレードアップが図られる側面は認めるにやぶさかではないものの、他方であまりにもドラスチックにそれを行うと必死に努力している多くの企業経営者の努力に冷水を溶びせ、経営者のヤル気を阻害させる恐れなしとしないことに留意する必要があると思います。

当会議所としても、N W C に関して何らかの提言を行うやに仄聞していますが、少なくとも真面目な経営者の経営意欲を阻害することのないよう、その提言が次年度以降の勧告に反映されるよう期待したいと思います。

NWC 勧告に関する参考資料

1. NWC 勧告の推移 (1972年－1980年)

	民間部門	公共部門
1972年	6% (定昇との相殺なし)	なし
1973年	9% (賃金収入額によって異なる相殺率)	9% (相殺なし)
1974年	40 Sドル + 6% (定昇制のあるところ、定昇との相殺なし) 40 Sドル + 10% (定昇制のないところ)	40 Sドル + 6% (月給 1,000 Sドル未満相殺なし)
1975年	6% (定昇分を3%まで相殺、但し、賃金表の最高額までいている者は3%だけ)	6% (定昇分を3%まで相殺、但し、賃金表の最高額までいている者は6%)
1976年	7% (定昇と完全にグループ相殺)	7% (定昇と完全にグループ相殺)
1977年	6% (定昇およびそれ以外の全ての所得増加との完全なグループ相殺)	6% (定昇およびそれ以外の全ての所得増加との完全なグループ相殺)
1978年	6% + 12 Sドル (定昇およびそれ以外の全ての所得増加との完全なグループ相殺)	6% + 12 Sドル (定昇およびそれ以外の全ての所得増加との完全なグループ相殺)
1979年	32 Sドル + 7% (グループ相殺、但し、未組織管理職は適用除外)	32 Sドル + 7% (同左)
1980年	A. 33 Sドル + 7.5% B. ABOVE-AVERAGE WORKER に対しては3%の奨励金 (追加昇給) (グループ相殺、但し、未組織管理職は適用除外)	同左

2. 1979年度と1980年度のNWC勧告比較一覧表

	項 目		1979 年 度	1980 年 度
1	賃 上 げ	基 準	S\$ 32.00 + 7 %	S\$ 33.00 + 7.5 %
		メリットシステム	_____	3.0 %
				二段階 Two Tier
2	グループ相殺		昇進による昇給分、経営者の支払うCPF分担分、超過勤務手当及び付加給付 (Fringe benefit) を除く。	同 左
3	C P F 負 担	雇用者負担	・ 16.5% + 4% = 20.5%	20.5 %
		被雇用者負担	16.5%	16.5% + 1.5 % = 18 %
4	S D F 負 担 (雇用者のみ)	月収750ドル	2 %	2 % + 2 % = 4 %
		以下の被雇用者に対し	但し、5 S ドル上限	5 S ドル上限の撤廃
		1 カ月未満の被雇用者に対して	同 上	SDF の支払い不要
5	ジョブ ホッピング	12 カ月未満の勤続者	NWC 勧告による賃上げは不要。但し、下記の場合を除く。 1 事業の縮小 2 住所の変更 3 会社の移転 4 労働市場からの新規参入者 5 労使双方の合意にもとづく場合	任意退職者に対する追加措置〔提案〕 雇用者負担のCPFを没収し、SDFに積み立てる。
6	ジョブ・エンラージメント (職務意欲)		_____	経済再建(reconstructing)に望ましい結果をもたらす
7	付加給付 (フリンジ・ベネフィット)		① 2% まで② 増加させるべきでない。③ 生産性を向上させるものが望ましい。	同 左
8	賃金スケールの上限	上限に達した労働者	NWC 勧告による賃金調整の1/2適用	同 左 の 100 % 適用
9	ボーナス (AWS)	大蔵省の承認不要	1 カ月	3 カ月

3. 1980 NWC 勧告発表後における NWC 関連ニュース

(1980年6月23日－8月末日)

月	日	項 目	要 旨
6	23	NWC、今年度賃金ガイドラインを発表	● 賃上げ基準＝33 Sドル＋7.5% (但し、グループ相殺) ● 二段階賃金方式 (TWO-TIER) の採用＝優秀な従業員 (ABOVE-AVARAGE WORKER) に対しては3%の付加昇給。 ● SDF＝2%から4%へ (5 Sドルの上限撤廃) ● CPF＝被雇用者負担分の1.5%アップ ● AWS＝3カ月まで大蔵省の承認不要 (従来は1カ月)
6	26	NTUC、NWC 勧告にコメント	● NTUC の林子安書記長コメント “NWC 勧告にあるプラス3%は、労使双方の交渉により ABOVE-AVARAGE 労働者を決定すべきで、経営者側の専決事項ではない。”
6	26	CPF の上限、月 540 Sドルに引上げ	NWC の発表をうけて、CPF も労働者負担による CPF 払込み金額の上限を月 540 Sドルと、従来の水準から 45 Sドル引上げ、7月1日から実施。なお、雇用者負担の上限 (615 Sドル) は据置き。
7	7	NPB、ABOVE-AVARAGE WORKER の評価基準を発表	NPB (全国生産性協議会) は、ABOVE-AVARAGE WORKER の評価基準を発表した。
7	14	NWC の3%奨励金の性格をめぐって論争	SNEF (全国雇用者連盟は、「3名奨励金は、あくまで給与と切り離した形で適用を望む」と見解をまとめる。これに対し、労働者は、「3%の奨励金は給与の一部として支払われるべきだ」との見解を表明。
7	21	NWC 勧告に対する多国籍企業の反応	● 日本企業＝労働生産性を度外視してもシンガポールの賃金水準はすでに韓国、台湾に迫っている。 ● 西独企業＝シンガポールの生産性は西独の約3分の2、2年続きの賃上げで国際競争力が逡減しつつある。

月	日	要 旨	項 目
			● 米国企業＝ジョブ・ホンピングは労働市場の逼迫を反映したもの。20～25%の賃上げが3、4年続いてもシンガポールは魅力ある投資国。
7	23	SDF、補助金支給ガイドラインを発表	SDF 審議会、SDF の補助金支給ガイドラインを発表 ● 企業が SDF 認定の訓練コースに従業員を訓練させる場合、研修料及び労働者の給与合計額の70%をSDFが負担。 ● 海外研修の場合は、さらに航空料金の50～70%、海外での生活費の30%を支給。 ● 国内での外国語研修に従業員を送り込む場合、企業は研修料のほか研修期間の当該労働者の給与の一部をSDFから支給、研修期間は通常3カ月。 ● 従業員訓練のために海外からコンサルタントを招く場合も援助の対象となる。 ● SDFにより有意義と認められたセミナーは資金援助の対象。
7	28	外人労働者も CPF 賦課の対象に？	政府は明年1月1日より建設土木業に従事する外国人労働者に対しても CPF 及び所得税を賦課する意向であるといわれる。建設業界では実施時期の2年繰り延べを政府に強く働きかける方針。
7	29	3% 奨励金の支払い時期	SNEF の JACK CHIA 会長は「3% 奨励金の支払いは NWC 年度末にある明年6月末にすべきである」と見解を表明。
7	30	3% 奨励金の支払い時期についての労働省コメント	同上の CHIA 提案に対し、労働省は「反対はしないが雇用側が措置を実施するに際し労働者側の合意を得る必要がある」と指摘。加えて、具体的な手続上の問題として、残業手当、CPF の支払い方法等を示した。また、労働組合指導者層は「ただちに奨励金を支払うべき」と主張。

月	日	項 目	要 旨
7	31	労組、3%奨励金の年度末支給 断固反対	NTUCは3%奨励金の支払い時期について、「労組は年度末の支給方式にはあくまで反対である」ことを強調。
8	4	保険業界、NWC勧告を受入れ	保険業界は、NWC勧告通り33Sドル+7.5%及び3%の奨励金を8月末に支払うことを決定。ただし、3%の判断基準については交渉中。
8	4	中華総商会、SDFへの支払免除を要求	中華総商会は政府大蔵省に対し、小規模商工業者がSDFへの支払い義務を免除されるよう求める覚書を提出する意向。
8	5	労働仲裁裁判所（IAC）NWC 賃上げに判決	IACは、シエル・グループ労使からの訴えに対し「NWC勧告による賃上げは各企業の給与体系に織り込むべきでない」として労働者側に有利な判断を下した。
8	5	SDF、29社に370万Sドル の援助	SDFの拠出金累計額は3,200万Sドルに達しているが（支出累計150万Sドル）来週中にも29社に370万Sドルの援助金を支給することに決定。なお、SDF行政官の王氏は審査基準として次の4点を指摘した。 (1)訓練計画が技能開発の線に沿って練られているもの。 (2)シンガポールの経済再建に貢献するもの（生産性の向上、自動化、機械化等） (3)優秀な技術指導者を有し計画に継続性があるもの。 (4)申請された補助金が訓練計画に直接反映されるもの 但し、上記4条件のすべてを満たさない場合でもシンガポールの全般経済開発に貢献するものと認められる場合は補助対象となる。
8	7	林・NWC議長NWCガイド ラインについて個人的見解 を表明	林崇榔NWC議長のアメリカン・ビジネス・カウンシルの会合における発言 ●NWC勧告にある「33Sドル+7.5%」の賃上げと、「3%奨励金」の支払い問題を同時に解決する必要は

月	日	項 目	要 旨
			ない。後者は時間をかけても構わない。 • ABOVE-AVERAGE WORKER の判断基準は、各企業、組織の自由裁量に任せる。 • 「3% 奨励金」の意図はあくまで生産性向上を狙ったものである。 • SDF への支払いは、事実上税金である。労組をもたない産業部門では NWC 勧告を守らない傾向があるが、SDF への支払いにより労働力の有効活用が促進されよう。
8	9	リー首相、独立記念日前夜の演説からの抜粋 ～ NWC 関係部分～	“来年我々は三度目で最後の調整賃上げ、約 20% を行うことになる。……私は、年 20% の NWC 勧告にもとづく賃上げが労働者や組合幹部間で慣習化してしまうことを恐れている経営者が多いことも承知している。そこで私は、当政府が賃金抑制政策の取り戻し期間をすぎる 1981 年以降は賃金上昇幅を削減してゆくだらうことを明確にしておく。最低限のインフレを前提として我々は NWC 昇給を実質生産性向上分にとどめることができる。無論、高生産性が労使協調の下で実現した場合、NWC 勧告が年 10% あるいは 12% になったとしてもそれが悪い理由はどこにもない。”
8	8	NS ELECTRONICS 社、3% 奨励金に初の回答	NS ELECTRONICS 社は従業員 850 人に対し、3% の奨励金支払いを承認。同社はさらにとくに優秀な労働者に対しては 3.8% の賃上げを認め、これにより、組合加盟労働者のうち約 85% が奨励金を受け取るようになった。
8	9	NWC 林議長、来年も二重賃上げ方式 (TWO-TIER) の採用を示唆	NWC 議長の林崇榔氏は、BUSINESS TIMES 紙の“独立記念日特集号”に寄稿。その要旨は以下の通り。 「NWC は今年に限ってこの TWO-TIER 方式を勧告したのではない。今後もこの方式を採用してゆく用意がある。3%

月	日	項 目	要 旨
			奨励金は昨年の業種にもとづいて決定されるべきと考えるが、今年のそれであつてもかまわない。ただ、評価には時間がかかるという理由で、「33Sドル+7.5%」の賃上げを遅延させてはならない。
8	7	建設請負業者、政府に再考を求める	SCAL（建設土木請負業者連盟）は、外人労働者に対するCPF負担について政府の再考を求める模様。（公式発表はない。）
8	15	政府、シンガポール労働者の勤務姿勢の評価に関する2レポート（EDB及び労働省の調査報告）を公表。（リー首相承認）	• EDBのレポート シンガポールの労働者に関する雇用者の不満は、①転職（JOB HOPPING）、②交替勤務（SHIFTWORK）③勤務姿勢（ATTITUDES）に三分でき、一方、意識的なサボタージュや窃盗、不品行などについての不満はない。 • 労働省のレポート ジョブ・ホッピング以外の雇用者側の不満は以下の通り。 ①超過勤務及び交替勤務を嫌うこと。 ②自分の仕事に誇りをもたないこと ③所与の職務にとらわれ、創意工夫がみられないこと。 ④昇進に必要な経験と技術を修得する以前昇進に性急すぎることを。
8	14	ゴー通産大臣、ダナバラ外相労働者の勤務姿勢を指摘	• ゴー通産大臣 少数のBAD WORK HABITSによって潜在的な投資家を逃かしてはならない。BAD WORK HABITSが癌（がん）のように蔓延する以前に隔離し、見極める必要がある。 • ダナバラ外相 労働者にとって最も重要な勤務心得の一つは、自分の仕事に誇りをもつことである。
8	16	リー首相、産業再編成政策の中心課題として労働態度の改善を取り上げ、チーム・ワークが鍵と指摘	リー首相演説要旨（抜粋） • 外国人の熟練労働者に永住権を与え、さらに市民権を与えることによりシンガポリアンを鼓舞することができよう。

月	日	項 目	要 旨
			• 労働態度は訓練次第で変わられる。政労使一体となって悪習の改善運動に取り組む必要がある。 • 二重賃上げ方式は今後5～7年続ける考えであり、超過勤務や交替勤務を嫌う労働者は3%奨励金を得ることができない。その際チーム・ワグが鍵となる。 • シンガポールの労働者は天賦の才能に加えて訓練を重ねて次代に担える必要がある。
8	19	JOB-HOPPING 防止策として、CPF 当局来年から労働記録制度を実施。	CPF 当局は、来年1月1日よりコンピュータを導入して、CPF労働記録制度を実施することに決定。この制度により雇用主にCPF会員である労働者の職業経歴に関する資料を提供することになる。このデータには、労働者の過去3年間における職業や就業時間などが年次別に記載されている。
8	22	SDF、特殊雇用者のみに免除	大蔵省はこのほどSDF拠出金の支払いについて、雇用期間が1カ月以内であればその支払義務を免除する。ただし、再雇用の場合その空白期間が30日以内であればその適用を受けることはできないとの決定を行った。

シンガポールドルの爲替相場動向

三和銀行

山本 喜一郎

1. はじめに

本稿の目的は、過去2年間のシンガポールドルの爲替相場動向を振り返り、その特徴をつかみ、今後の相場見通しの材料にしようというものである。ここでは、シンガポールドルの爲替相場動向として、米ドル対シンガポールドルの相場と日本円対シンガポールドルのそれを取り上げることが適切と考える。銀行同士の通貨売買の場である外為市場では、通貨間の売買は、全て、米ドルを相手に行われる。したがって銀行がお客様に公示する相場は、米ドル対シンガポールドルの場合は、外為市場の相場がベースになるが、日本円対シンガポールドルの場合、銀行は、米ドル対日本円、米ドル対シンガポールドルの2つの相場から裁定して算出している。具体的には、

円対シンガポールドルの相場(A)＝

米ドル対シンガポールドルの相場(B) ÷ 米ドル対日本円の相場(C)

という算式で出される。従って、(B)が変らなくても、(C)の値が小さくなれば(円高)、(A)の値は大きくなるという具合に必ず2つの通貨の対米ドル動向をつかんでいなければ、円対シンガポールドルの相場動向は、わからないということになる。

2 過去2年間の相場動向

1978年10月以降の相場動向を簡単に振り返ってみると(グラフ①参照) 1978年11月1日に外為市場関係者の間では、忘れることのできないカーターショック(米国ドル防衛策の発表)があつた。これにより、米ドル相場は、急反発し、従来の低迷から脱したように見えるが、イラン政情不安で、つまづいた後、米国経済ファンダメンタルズの悪化(特に貿易収支の大幅な赤字拡大)から産油国のドル離れをも助長し、再び下降局面に入つた。一方、

カーターショック前には、175 円台まで上昇を続けた円は、米防衛策後は、欧州通貨と共に下降、さらに 1979 年年頭から石油不安がクローズアップされだした為、石油に弱い円ということで、円は急下降することになる。欧州通貨は、米ドルに対し、上昇する中で、まさに円の独歩安であつた。

インフレと闘う米国金利は、ジリジリと高水準に移行していたが、1980 年に入ってから異常な急騰をみせ、それに伴つて米ドル為替相場も上昇し、昨年とは、様変りの展開になつたが、4 月初めの金利下降をみてそれ以上の早さで、米ドル相場は再び下落した。日本円も、今年はじめごろまでには、石油不安材料も相場内に折り込まれ、むしろその後は、「石油に弱い円」の汚名は返上した相場展開をみせ（最近では、石油関係のニュースがでても、円相場には、影響しなくなつた）米ドル金利の下向、中東からの円への投資から、現在は上昇過程にある。（グラフ②参照）

3. 米ドル対シンガポールドルの相場動向

グラフ③は、米ドル対シンガポールドルの相場動向として、毎月の平均レートを折線グラフに表わしたものである。グラフ①の欧州通貨や円の相場動向と比べて、すぐに気付くのは、第一に、シンガポールドルのそれが、非常に安定したものであるということであり、第二に、その相場展開（相場の上昇、下降）は、欧州通貨（ドイツマルク、スイスフラン）と全く同じ動きをしているということである。

これら二点は、シンガポールドルが、まだまだローカル・カレンシーであり、欧米の外為市場でも取引される国際通貨になつていないということから説明できるのではないかと考える。それは海外の投機筋からの売買により相場が必要以上に上下することがなく、通貨当局にしても、相場の振幅を小幅にとどめるように操作するのも容易であろう。

シンガポールドルは、海外の市場で取引されていない為、この市場が終つた後は、翌日市場が再開されるまで、相場は、とぎれるのが通常である。それにひきかえ、他の主要通貨については、シンガポール市場が終つてもロンドンを中心とした欧州市場、ニューヨーク・シカゴ、サンフランシスコ、東京、香港という順で、地球一回りしてくる間、休日で市場が閉つていない限

り、相場は、とぎれることがない。

シンガポールドルのとぎれた相場は、翌日は、どういう形で、再開されるのか、これは、欧州通貨、特にドイツ・マルクのロンドン、ニューヨーク市場での相場展開をみて、シンガポールドルもそれに追随する形で再開されるのが通常である。シンガポールドル固有のニュースにより、独自に為替相場が展開されてゆくことは、まずなく、欧州通貨ほどの振幅ではないにせよ、それらの相場展開に沿ってゆくの、ほとんどである。従つて、シンガポールドルの先行きを見る時は、欧州通貨の先行き（特にドイツマルクのそれ）に注意しなくてはならないだろうし、我々も早朝に前日のニューヨーク市場の欧州通貨の動向をチェックすることにより本日のシンガポールドルは強含みで展開するだろうとか、前日比、どれ位高くなつて（または、安くなつて）オープンするだろうとか予想がたてられる。

4. 日本円対シンガポールドルの相場動向

はじめに述べたように、日本円対シンガポールドルの相場は1米ドル対日本円と、米ドル対シンガポールドルとの二つの相場の裁定により算出されるので、これら二つの相場展開が真に、日本円対シンガポールドルの相場動向に直接影響してくることになる。

78年11月以降は、すでにみたように、石油不安から発した、円独歩安の相場展開から、グラフのように、対シンガポールドルの相場も一本調子で落した。80年4月以降に円が上昇しているのは、円の米ドルに対する上昇の方がシンガポールのそれよりも、急であつた為である。

よく質問されることであるが、円が米ドルに対して上昇しているにもかかわらず、円対シンガポールドルの相場が変らないのは、どういう理由からか、というのは、円が対米ドル比上昇しているのと同じペースで、シンガポールドルも対米ドル比、上昇しているからだということになる。

5. 今後の相場動向をみるにあたって

以上みてきたように、米ドル対シンガポールドルの動向については、欧州通貨の動向に注意を払っておかなければならないこと。又、日本円対シンガポールドルの動向では、米ドル対日本円の動向のみでなく、対米ドルの動向

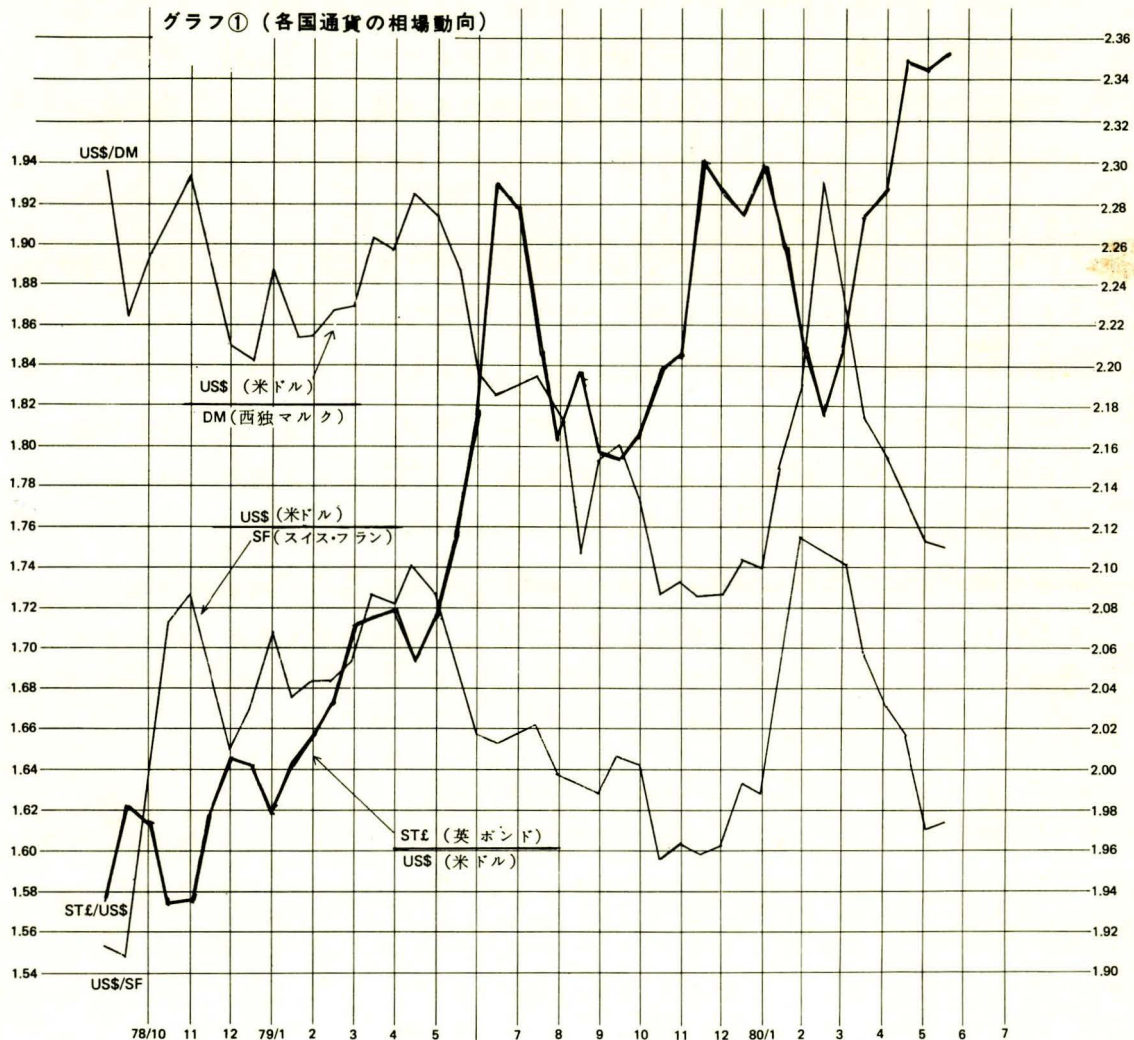
をも見なければならぬということである。

為替相場は、種々のニュースに影響されるが、それらを見る時に注意しなければならないことは、第一に、それが相場の基本的な流れを変える要因になるのかどうかということ、第二に、それがすでに相場に折り込まれているのかどうか、ということである。

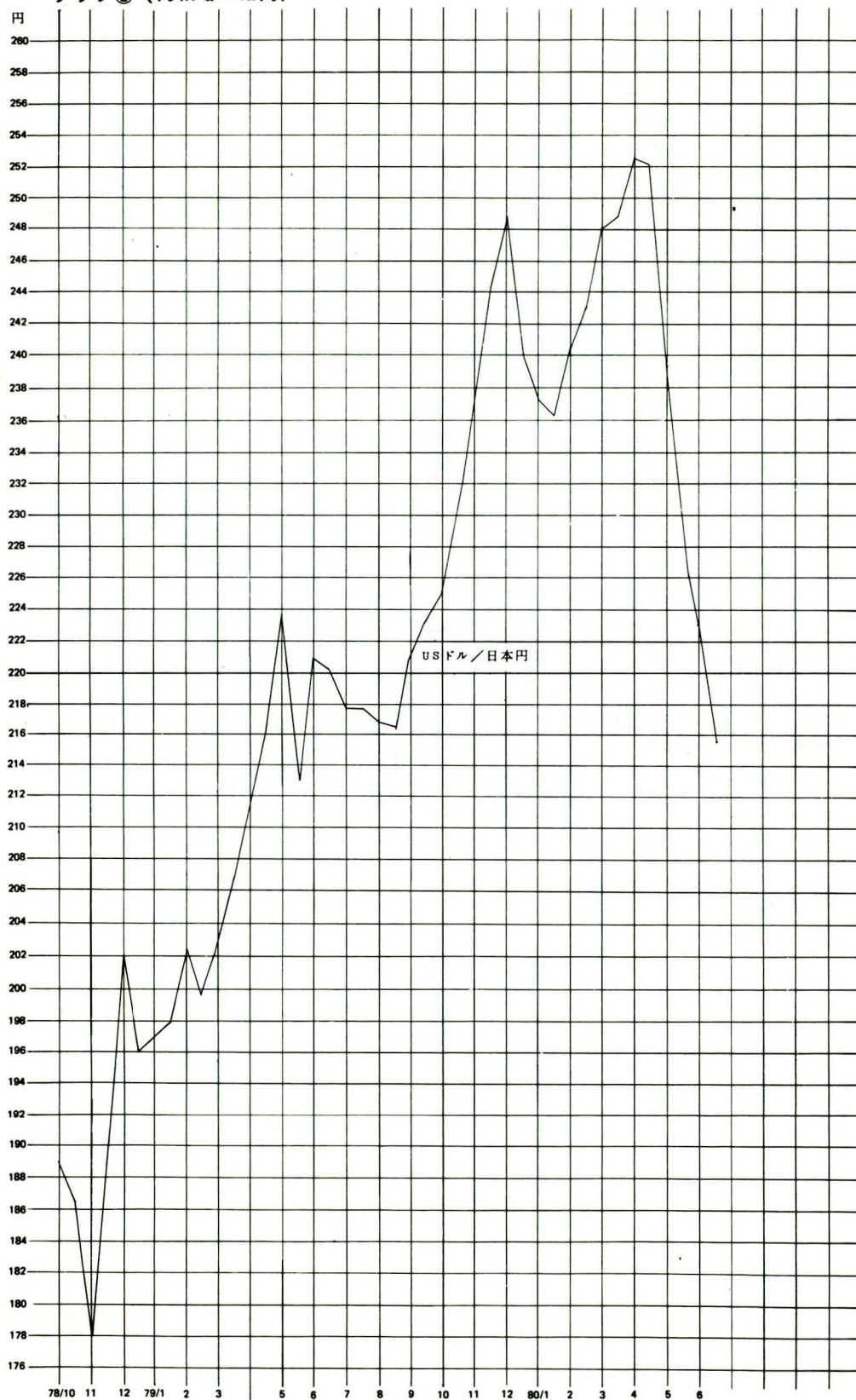
これら二点を見極めるのは、大変むずかしいことであるが、これらの点を頭において、ニュースを読んでいかなければ、必要以上に、反応し、ニュースに振り回されることになろう。第二の点にさらに触れると、為替相場は、ニュースに反応するのが非常に速く、例えば公定歩合の引下げの可能性が検討されはじめた段階で相場は反応し、実際に政府が引下げを発表する時には、知らん顔で、次の材料を物色しているといった具合である。

為替相場の先行きをみる時には、上の二点についての判断が正確かつ速くできなければならない。判断を誤れば損をするし、判断が速くなければ、チャンスを逃す。

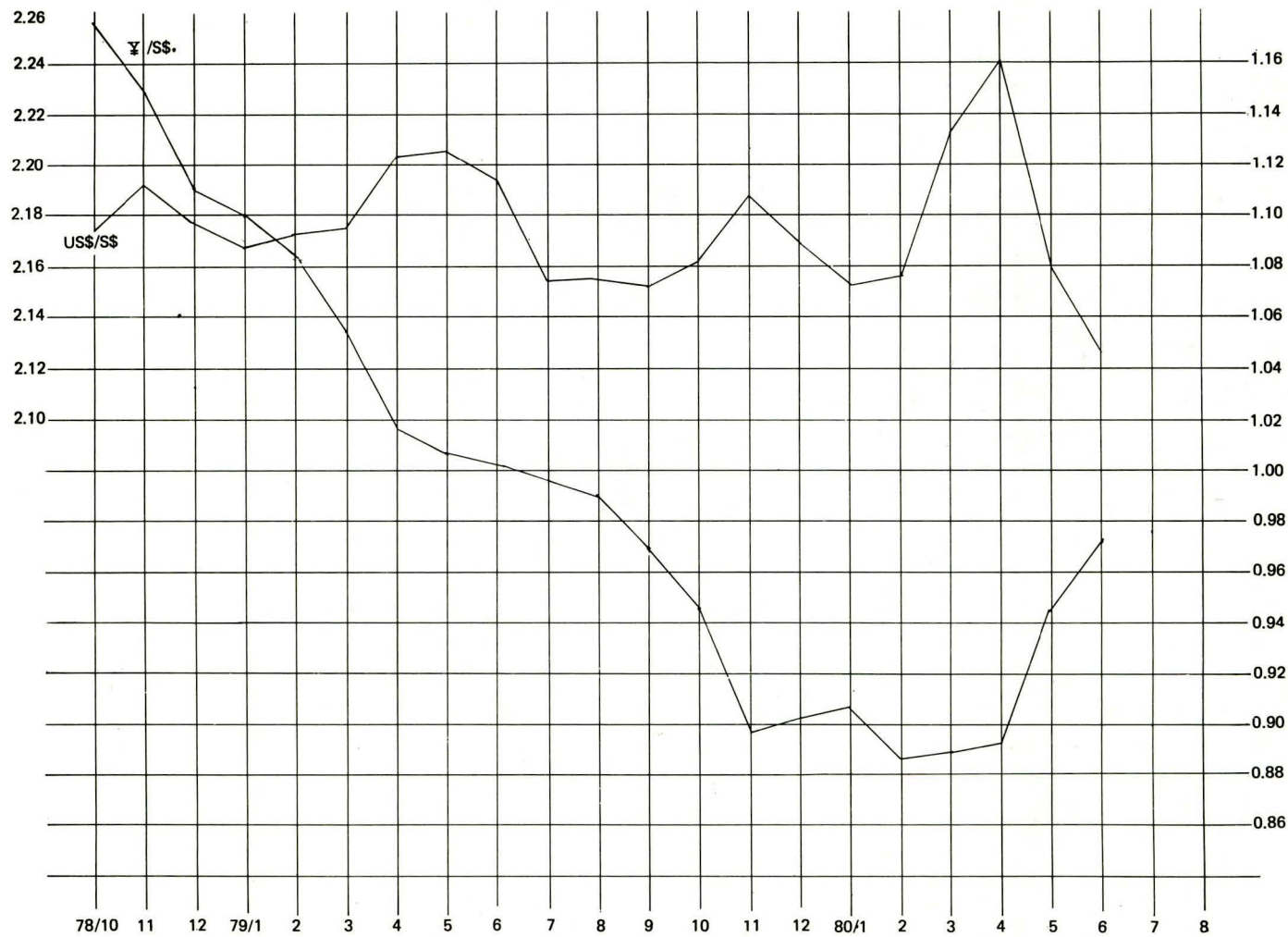
グラフ① (各国通貨の相場動向)



グラフ② (円相場の動向)



グラフ③ (USドル、シンガポールドル、日本円の相場動向)



シンガポールに於けるオフショアバンクについて

大和銀行
清柳 由明

1. 金融市場の沿革

シンガポールの金融市場は、戦前戦後を通じて主に中継貿易取引に必要な貿易金融を中心に栄えてきたが、1960年代以降同国の加工貿易・輸出指向の工業化政策に伴い、外国系企業の進出が相次ぎ外資（産業資本）も流入するようになり、一方国内経済の発展、地域貿易の拡大及び投資の増大は、資本の需要増となつて従来の貿易金融市場から産業金融重点市場となり、一段と国際化の様相を呈しつつ発展してきた。

このような金融環境の中、1968年発表されたイギリス軍事基地の撤廃は、当時シンガポールの国民所得の約20%がこの軍事基地からの収入であつたことからシンガポール政府は、その補てんに苦慮していた。この時BANK OF AMERICAからアジアの金融センター創設案が提案され、その収入減補てんの意味もあつて1968年10月アジアダラー市場が発足することとなつた。

一方かかる金融市場環境の整備・発展を促すために以下のような金融制度改革・法・税制面の整備が行われ東南アジアに於ける金融センターとして今日のシンガポール市場が実現するに至つた。

シンガポール金融市場に於ける主な出来事

1966年・大蔵省証券発行

1968年・アジアダラー市場発足

- 非居住者外貸預金に対する利子課税免除
- 金利規制の適用除外

シンガポール開発銀行設立

1969年・金市場設立

1970年・アジアダラーのインターバンク取引開始

- 米ドル建 C D の取扱認可
- 中央銀行業務の一元化を図るため金融管理庁法の制定
- 1971 年 • シンガポール金融管理局 (M A S) 活動開始
銀行法改正
- 1972 年 • A C U 勘定外貨預金に対する流動性比率規制撤廃
 - A C U 取扱銀行の発行する C D、A C U 取扱銀行振出し、もしくは A C U 取扱銀行宛約束手形の印紙税免除
 - 居住者法人に対しアジアダラー市場からの輸出資金調達認可
- 1973 年 • A C U 取扱銀行の非居住者 (非銀行顧客) 向け貸付利子に係る税率の引下げ
 - 居住者によるアジアダラー市場での資金運用認可
 - 非居住者のアジアダラー債の利子所得に対する課税免除
 - アジアダラー債の印紙税免除
- 1976 年 • 非居住者の A C U 預金アジアダラー債の相続税免除
 - A C U 取引可能通貨をシンガポールドル以外の全通貨に拡大 (従来 14 通貨に限定)
 - A C U 取扱銀行の非居住者向け貸付契約者の印紙税に最高限度額 (500 シンガポールドル) を設定
- 1977 年 • A C U 取扱銀行の非居者向け貸付の利子所得に係る税率及びアジアダラー債発行に係る収入に対する税率の引下げ
- 1978 年 • A C U 取引に関する優遇税率の適用範囲拡大
 - 為替管理の全面撤廃
- 1979 年 • アジアダラーコマーシャルペーパー (C D) 第 1 号発行
- 1980 年 • A C U 取扱銀行の非居住者向け貸付契約書の印紙税免除

2 金融機関

シンガポールには、中央銀行はないが、中央銀行的機能を果すシンガポール通貨管理局 (MAS: MONETARY AUTHORITY OF SINGAPORE) がある。当管理局は、通貨発行権はなく大蔵省の管轄下にあつて、銀行部門の監督、統制、管理を行うものであり下記の 3 つの部門を持ち、政府の銀行及びその

代理人、銀行部門の運営及び承認金融機関に対する最終の貸手となる。

M A S の部門

i) 銀行及びその他金融機関部

ii) 投資及び為替管理部

iii) 銀行業務部

その他公的金融機関としてはシンガポール開発銀行 (DBS: DEVELOPMENT BANK OF SINGAPORE) 郵便貯蓄銀行 (POSB: POST OFFICE SAVING BANK) 中央積立基金 (CPF: CENTRAL PROVIDENT FUND) があり、一般金融機関としては、商業銀行、金融会社、マーチャントバンク、デイスカウントハウスがある。

商業銀行は、1979年末現在89行営業しており、その営業活動は、当局の免許条件によつて下記の如く3つに分類される。

これは、相次ぐ外国系銀行の進出によつて地場金融で過激な競争に陥り、金融機関の信用不安が発生することを懸念した当局が、進出の年代によつて一定の業務制限を行うことを目的として区分したものである。

1) FULL BANK

全商業銀行業務が可能であり、地場銀行及び1970年以前に進出した外国系銀行 (邦銀では、東京銀行、三井銀行)

2) RESTRICTED BANK

国内業務のうち普通預金及び1口25万シンガポールドル未満の定期預金の受入れを除き全商業銀行業務が可能。

1971年～1973年2月までに進出した外国系銀行 (邦銀では、住友銀行、三菱銀行)

3) OFFSHORE BANK

当初、国内業務は、全面禁止され、アジアダラー取引及び外国為替取引のみ認められていたが、1978年7月以降M A S のガイドライン変更により、制限的であるが国内業務も営業可能となつた。即ち、居住者からシンガポールドル建貯蓄性預金の受入れはできないが、居住者へのシンガポールドル建貸付は、原則として3000万シンガポールド

ルを限度として可能となつた。

1973年3月以降進出の外国系銀行は、1977年に進出した台湾の銀行（RESTRICTED BANK）を唯一の例外として、すべてOFF-SHORE BANKである。（邦銀では、富士銀行、第一勧業銀行、三和銀行、日本興業銀行、東海銀行、大和銀行である。）

金融会社は、34社あり、耐久消費財ローン、住宅ローン等、消費者金融を取扱う。

また、マーチャントバンクは、33行あり、証券引受業務、証券投資・株式売買・貸付業務を行つている。

その他、デイスカウントハウス（割引業者）4社及び金融ブローカー8社が営業活動を行つており、金融構造は、しつかりしてきている。

3. アジアダラー市場とACU制度—オフシヨア業務

1968年BANK OF AMERICA によつて提案されたアジアに滞留する華僑資金を吸収し、これをアジア地域内で活用することを目的としたオフシヨア金融市場創設案に基づき、ACU（ASIAN CURRENCY UNIT）制度が設けられ、これによつて、いわゆるアジアダラー市場が出現する。

即ち、1968年10月1日BANK OF AMERICAは、シンガポール当局の認可を受け、ACU勘定を設け、20万米ドルの非居住者外貨預金を受け入れて業務を開始した。

アジアダラー市場の規模は、発足当初3000万米ドルにすぎなかつたが、その後 i) 当局の積極的育成策、ii) 地理的優位性—周辺諸国の開発資金の需要日本・中近東及びそれぞれ金融の中心地であるロンドン・ニューヨークと時間がオーバーラップする。iii) インフラストラクチャーの整備等を背景に、市場規模は、急速に拡大、1971年10億米ドル、1974年103億米ドル、1977年210億米ドル、1979年321億米ドルに達している。

こうしたアジアダラー市場の拡大に伴い、欧米、日系等外国系銀行の進出が相次ぎ、ACU取扱銀行（ACU勘定保有を認められた銀行）は、1969年9行であつたが、1973年46行、1976年69行、1979年101行にまで増えている。

A C U 制度とは、シンガポール国内勘定とは切り離して経理する非居住者外貨預金勘定（A C U 勘定）を設け、この勘定を通じてオフショア業務を行わせる制度であり、それは、シンガポールにありながら、あたかもシンガポール外に存在するかの如く取扱う独立した会計組織である。

オフショア業務を行うためには、A C U 勘定を設けなければならないが、この勘定を保有できる銀行は、シンガポール通貨管理局（M A S）によつて認可されたものに限定されている。

アジアダラー市場に資金を供給し、アジアダラー市場で資金を調達し、A C U 勘定を通じてこれを運用すること、これがオフショアの主要業務であり、かかる営業活動を主たる業務とする銀行が、オフショアバンクである。アジアダラー市場への資金供給源としてその主なものは、i) アラブ及び一部アジアの中央銀行。ii) 多国籍企業（特に石油会社）。iii) アジア諸国の資産家。iv) 欧米銀行等であり、これらを通じて、短期資金・長期資金が流入してくる。

一方、運用面では、前回石油危機以降アジアの発展途上諸国は、経常収支の大巾赤字から経常赤字ファイナンスのため外資調達の必要性が著しく高まつたこと、並びにアジア発展途上諸国は、積極的な国内開発を行つたことから多額の資金需要が発生した。

国別にみると、インドネシアが圧倒的に多く、次いで香港、シンガポール、タイ、フィリピンが多い。

融資先としては、各国中央銀行、開発銀行、多国籍企業、商業銀行、船会社各国地場企業などであり、これらの先へ銀行数行が SYNDICATION を組んだり、あるいは一行単独で融資している。

また、最近では、為替リスクに対する関心の増大から、貿易・資本取引ともマルチカレンシー化しており、借り入れもマルチカレンシー化してきているが、アジアダラー市場の豊富な資金を発達したシンガポール為替市場を利用してこれに対応している。

その他のオフショア業としては

(4) シンガポール居住者への外貨（シンガポールドル以外の通貨）貸し

(四) 商社等への貿易に係る外貨ファイナンス

(イ) 外貨建本支店貸し

(二) 外貨建（主として米ドル）譲渡可能定期預金証券の発行（最近では殆んど変動利付証券が発行されている）及び購入

(ホ) 各種外貨建債券の購入

(ハ) アジアダラー市場及び為替市場（A O U 勘定を通す取引）に於ける銀行間取引などがあげられ、当地のオフショア業務もバラエティーに富んできている。

4. OFFSHORE 業務の将来について

アジアダラー市場は、主として原油価格引上げに基因した経常赤字をかかえるアジア地域諸国から経常赤字ファイナンスが、またエネルギー資源開発・大規模工業開発のためにアジア地域のみならず、大洋洲諸国から開発資金ファイナンスが期待されており、更に目下近代化を進めている中国も本格的にアジアダラー市場に参加してくるものと予想される。

シンガポール政府当局は、シンガポール市場をアジアの国際金融センターとして育成するため市場の自由化・弾力化を促進するとともに量的拡大・質的向上を計るべく努力しており、1979年12月コマーシャルペーパー（C P）の発行を認めた。また債券等の流通市場の育成に取組み、永年懸案になつている米ドル建 B A（銀行引受け手形）市場創設も検討中である。一方、当地域諸国は、これまで巨額の累積債務残高をかかえており、金融機関のこれら各国に対するカントリーリスク評価が厳しくなっている。更に当市場は、米ドルの LAST RESORT を持つていないため、不測の事態が発生した場合非常に大きな影響を他市場に与えるなど大きな問題点をかかえている。

しかしながら、目下のところ、当市場が国際金融市場として発展する基本的条件に変化はなく、これまで同様アジアの金融センターとして着実に発展する可能性は充分であり、アジアダラー市場の発展に伴い、オフショア業務も今後とも拡大発展するものと期待される。

参考文献

「シンガポールとアジアダラー」 田中寿雄著、教育社

「年次経済報告」 アジア経済研究所

「シンガポール経済事情」 シンガポール日本商工会議所

「国際経済」 ASEAN 特集 国際経済社

「日本銀行調査月報」 日本銀行調査局

「INVESTMENT IN SINGAPORE」 PEAT MARWICK MITCHELL &
CO., SINGAPORE

テレファックス 雑感

住友銀行シンガポール支店

森原 隆繁

私共の事務所にテレファックス（ファクシミリ）が備えつけられて早や9カ月たちました。当地日系企業としては、テレファックスの導入が比較的早かったこともあり、この間かなりの方々が見学に来店されたり、電話でお問い合わせがありました。

以下に、先日このテレファックスを見学に来られたお客様との対話を紹介し、テレファックスの据付を検討しておられる方々のご参考に供したいと思います。

筆者 A「いらつしやいませ。お待ち申し上げておりました。」

顧客 B「お早うございます。早速ですが、今日は先日も電話でお願いしておりました様に貴行の新兵器を見せてもらおうと思って参上しました。」

A「テレファックスのことですネ。新兵器と言われる程のものではありませんが、お見せいたしますので、どうぞこちらへお越し下さい。」

A「これがそうです。私共のオフィスには、この送・受信装置1台、テレックス1台に加えて専用電話器が3台据付けられています。これらが専用回線によつて、私共の香港支店と、東京本部に繋がっているのです。」

B「ホットラインですナ。ところで1枚の用紙を東京に送るのにどの位時間がかかりますか？」

A「そうですネエー。機械が読み取るインフォメーションの量と密度により異なりますが、例えばA4版のローン・アグリーメント1枚を送るのに3分～5分はかかるようです。」

A「それで、東京側ではどんな具合に受取ることが出来るのでしょうか？」

A「アッ、丁度よかった。今、東京からメッセージが送られて来ますから、差しつかえないものであればお見せします。」

B「ウーン、仲々早いスピードで受取るんですナー。」

A 「どうも、新聞記事の切抜きの様ですネ。ホラ、かなり鮮明に写っております。」

B 「成程、この程度に写るのであれば文句はありませんネ。ところで貴行では失礼ですが、新聞記事程度のものまで、高いおカネを払ってテレファックスを使うのですか。もつとも、重要なニュースは、早ければ早い程価値があるとは思いますが……。」

A 「ご指摘の通りです。ですが、これは専用回線ですから、使用しても、使用しなくても費用は殆んど同じなのです。東京—香港—シンガポールと三ヶ店で一本の専用回線を共同使用していますので、時々回線の奪い合いになります。」

B 「そうしますと1日、24時間フルに使える訳ですか？」

A 「そうです。東京—ニューヨーク、東京—ロンドンは、相当な時差がありますから1日24時間フル使える上、回線の奪い合いなんてみつともない事はあまり起こりませんが、東京—香港—シンガポールは時差が僅かですから、日中はフル使用、夜はガラ空きとなつて若干効率は悪いのです。どうしても今日中に送らなければならない書類がある時は、一旦家に帰つて夕食後頃合いを見計らつて、ノコノコ事務所に出来て来て送るなんて涙ぐましい(?)話もありますヨ。(笑)」

B 「ところで、機械の操作は簡単ですか？」

A 「実に簡単です。送りたいインフォメーションをこの台の上にセットして、送り先のダイヤルを廻し、この「SEND」と書いてあるボタンを押せば、あとは機械が自動的にやつてくれます。」

B 「こんな便利なものがあれば、随分と仕事の能率は上がるでしょう。」

A 「おつしやる通りです。日本とシンガポールとの距離が一段と縮まつたというのが実感です。」

B 「まず、第一番目に、国際電話をしているという感覚がなくなつたということです。以前ですと、電話の都度所要時間に応じ経費がかかりますから、日本への国際電話は極力控えていましたが、今では、市内電話をかけるのと同じ感覚で頻繁に電話しています。次に翻訳作業がなくなつたことです。つ

まり本部に対する情報連絡、稟議書、報告等などは、以前は、一旦これをローマ字に翻訳し、そしてテレックスで送っていました。受けた方は、またこれを日本語に翻訳して処理をするといった具合で大変な作業だったのです。“フンドシ”の様に長いテレックスは見ただけでもウンザリしたものです。第三番目に、郵便日数を考えなくて良くなったことです。例えば、「〇X日必着」といった類の報告は、以前は郵便日数を見込んで早い目に提出しなければなりませんでしたが、今では、テレファックスすれば同時に本部で受け取れる訳ですから、時間的なロスもなくなりました。最後に、有難いことには、誰でも送れるということです。文字による通信手段がテレックスだけの時は、テレックス・オペレーターが帰ってしまった後は、夜遅くまでかかつて慣れないテレックスのキーをコツチンコツチン叩いたりしたのですが、今では、全くその必要はありません。送りたい者が、送りたい時に簡単に送ることが出来ます。」

B 「我社の様な製造業の場合は、テレファックスがあれば、設計図をそのまま送ることが出来るから便利ですね。それに、ぶ厚い英文の契約書を急いで本部に送って検討して欲しい時なんかでもうつてつけだ。」

A 「そういった時には、実に威力を発揮いたしますので本当に有難いです。東南アジア地区を調査に来られた新聞記者のレポートをテレファックスで本社に送ってあげて喜ばれたこともあります。でもネエー、Bさん。良いことばかりじゃないんですよ。」

B 「ホー！それはまたどういうことですかナ。」

A 「つまり、ごまかしがきかなくなつたんです。例えばですネエー、以前ですと、本部から“あの報告がまだ着いていないが、どうなっているんだ！”なんて厳しいトレースがあつた時は、“ああ、あれは、昨夜郵便局に持ち込みましたから、今頃は飛行機に乗って南シナ海上空あたりを飛んでいますヨ。いま暫らくお待ち下さい。”なんて言い乍ら、実は、今その報告を書いている最中で、大急ぎで仕上げ、別途急行便で送って間に合わせるなんて芸当も出来たんですがネエー。アハハ……。」

B 「しかし、今では報告が出来れば直ちに東京で受け取れる訳ですから、時

間的なロスが無いというのは大きいですナー。」

A 「まさにその通りです。情報連絡という面では実に迅速かつ大量の情報を交換できます。私共シンガポール支店内部の情報連絡メモ、当地の新聞記事、出版物等必要と思われるものはドンドン本部へ送ります。また本部からは、ロンドンやニューヨークからの金利、為替情報等を首め私共の日常業務に必要と考えられる情報はドンドン送つてくれています。本部としても、ロンドンやニューヨークからテレファックスで送られてきたものを、そのまま機械に放り込んで、シンガポールのダイヤルを廻すだけで送れるのですから大した手間ではありません。」

B 「使つても使わなくても同じ経費なら、使ワニャソンという事ですか？アハハハ……。」

A 「それはそうなのですが、過ぎたるは及ばざるが如しで、実を言いますと、情報過多も困ったことなんです。贅沢な話で恐縮なんです、以前ですと国際電話をかける程のことでもなく、手紙では時間がかかるし、稍、面倒だから連絡するのはよそうといった程度の用件が、此頃では専用電話をかけてくるか、走り書き程度のメモを書いてテレファックスで流してくるようになったのです。従いまして、余計な仕事が増えて困るという声もあります。」

B 「しかしネエ、Aさん。そんなのは誰が書いたかすぐ判るので、注意してやれば次回からは言つて来なくなるでしょうし、また字の下手な人は、下手な字のまま先方に写し出される訳だから遠慮するでしょう。（笑）ところで据付は簡単ですか？」

A 「まず、信頼できるテレファックスのメーカーさんにご相談されるのが一番良いと思います。そうすれば、メーカーさん側で機械の発注、搬入、据付等のスケジュールを組んでくれますヨ。TELECOMとの打合せもやつてくれるんじゃないでしょうか。その前に注意しなければならないことは、据付方法にも2つありまして、1つは端末機を事務所に据付けて、都度 TELECOM を通じて通信する方法—PUBLIC SWITCH TELEPHON NETWORK—と称していますが、交換手呼び出して国際電話をするのと同じ要領です。あと1つは、私共の様に専用回線—PRIVATE LEASE LINE—を確保して相

手方と直接通信する方法です。後者の場合は、先方に受信装置があれば、世界中どの国とも結ぶことが出来るそうですが、前者の場合は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等の特定9ヶ国に限られています。日本はこの特定国にまだ入っていませんから、日系企業の我々としては専用回線を利用する以外に手はない訳です。」

B 「据付には、どの位時間がかかるのでしょうか？」

A 「そうですネエー、TELECOMにアプリケーションを提出してから、実際に通信が出来るまで4～6ヶ月位はかかるのではないのでしょうか？いろいろと許可が必要ですし、まだTELECOM自身が不慣れなこともあり、結構時間がかかります。」

B 「費用の面ではどうなんでしょう。」

A 「私共では費用の大半は本店負担ですし、また、今手元に資料がありませんので詳細は判りません。でも、香港支店と共同利用していますから、1カ店あたりのコストは割安になつていていると思います。先日、TELECOMに聞いたところでは、送・受信装置の購入費用は高速用で30千～50千Sドル、中速用で8～15千Sドル程度。専用回線使用料は月間16～17千Sドル程度かかるとのことです。ただし、これはシンガポール側での話で、日本側でも別途同様の費用がかかります。」

B 「シンガポールの日系企業でテレファックスを使用している会社はどれ位ありますか？」

A 「はつきりとは判りませんが、4～5社ぐらいでしょう。」

B 「イヤー、今日はどうも有難う。大変参考になりました。」

A 「イエイエ、とんでもございません。あまりうまくご説明も出ず恐縮です。ご質問等あればいつでもお電話下さい。今日はこれで失礼いたします。」

理事会の動き

第133回 1980年8月5日（火）午後12時30分

森島氏（日本鋼管）の帰国あいさつ並びに桜井名誉会員の近況報告
（石川島造船化工機（株）社長に就任）があつた。

議 題： 1. 前回議事録承認

異議なく承認された。また、前回理事会で太田会頭より提案の
あつた副担当事務について、定款上問題がない旨確認された。

2. 総会議事録承認

異議なく承認された。

3. 審議事項

(1) 昭和55年度経済協力貢献者表彰

正副会頭、総務担当事務に一任された標記の件については、
ジエトロ所長とも慎重に協議した結果、今年度は推薦見送りの
旨太田会頭より報告があり、了承された。なお、来年度につい
ては幅広く候補者を選定のうえ検討したい旨の説明があつた。

(2) NWC 勧告について

NWC 勧告についての本所としての対応をめぐって活発な論
議が展開された。まず、中華総商会、本所各部会、地元社会に
おける動きについて、情報・意見交換が行われた後、審議に移
った。審議の過程では、「NWCから本所への諮問（例年3月～
4月ごろ）があるまでに、本所としての意見（アンケート調査
を含む）を取りまとめる必要がある」、「最近1年間における
日星関係の進展を指景に、本所としての意見ないしアドバイ
スを積極的に提示すべきである」、「国際競争力の観点から具体
的なデータにもとづく説明が必要である」、「日系企業を含む外
資企業と地元業界の共同歩調は困難な面がある」、「NWC 勧
告をめぐる各部会での動きを会員に周知する必要がある」など

の意見があった。こうした審議の結果、本所としての対応についてはNWC担当の黒田理事に意見の取りまとめ方、内容、提出方法等を一任し、次回理事会で検討することにした。

(3) 事務局職員の処遇

次回理事会において検討することになった。

報告事項

(1) 部会、委員会、懇談会開催報告

次の通り部会、委員会ならびに懇談会の開催報告があった。

○経営研究委員会（7月10日及び7月28日—幹事会—開催）

.....七戸理事より

○第一工業部会（7月28日開催）.....早船理事より

○流通サービス部会（7月29日開催）.....田中理事より

○建設部会（7月30日開催）.....事務局より

○第三工業部会（7月30日開催）.....早野理事より

○広報委員会（7月31日開催）.....岡田理事より

○バロン教授との懇談会（7月11日開催）

○小林教授との懇談会（7月19日開催）

○NWC勧告についての懇談会（7月25

事務局より

日開催）

なお、バロン教授との懇談会で明らかになつたテクノロジー・トランスファー・インスティテュートが実施予定の“日本セミナー”に関し、その主旨、対象等について出席者の意見を充分反映するよう同所に求めることにした。

(2) 「トップ・マネジメントのためのオリエンテーション」の刊行

岡田理事より、「トップ・マネジメントのためのオリエンテーション」刊行の報告があった後、販売方法、今後のフォロー・アップについて検討した。その結果、同書は本所創立10周年を記念して作成された限定出版でもあるので、1冊25SDドルで会員のみ対象に追加

注文をアンケート調査することにした。また、内容の改変等フォロー・アップについては来年6月発行を期して3月～4月に特別委員会を設けることになった。但し、非会員に対する販売は会員の追加注文状況をみて行うことにした。

(3) 「青年の船同窓会」基金への寄付

本所は、6月13日に行われた「青年の船同窓会」の発会式において5,000ドルのチェックを同会会長MR. TAN ENG LEONG に手交したが、その答札としてカップが寄贈された。

(4) APPRENTICE-OF-THE-YEAR COMPETITION の審査結果

早船理事より、上記COMPETITIONの審査経緯並びに結果の報告があった。なお、本年度の成績最優秀者はMR. PNG KENG LEE、GORDEN (23才)と決定。同人の専門がオフセット・プリントであることから日本におけるスケジュールが一部変更された。(MR. PNGは、8月19日離星、大阪、東京周辺の工場見学を中心とする2週間にわたる日本滞在を終え、8月31日無事帰国した。)

(5) 来星ミッション

下記の通り、来星ミッションの報告があった。

○浜松商工会議所「東南アジア産業経済使節団」(7月29日開催)

.....事務局より

○日本労働協会派遣「東南アジア労働事情調査団」(8月25日開催予定).....事務局より上記調査団来星の報告があつた後検討した

結果、JETRO、JOEAとの三者共催で懇談会を開催することにした。

○東洋大学滝野教授との懇談会(9月3日開催予定)

島崎理事より、東洋大学滝野教授来星の報告があり、9月3日(水)午後2時から懇談会を開催することにした。

(6) その他

○シンガポール日本文化協会からの第10回日本文化祭開催につき報告があった。

5. 会計報告

吉永委員より、7月分の会計報告があり、承認された

6. 入 会

倉重理事より、下記4件の入会申込の報告があり、審議の結果次の通り決定した。

- ☐ Toyo Glass Machinery Singapore (Pte) Ltd. "B"
- ☐ The Daiei Inc. Singapore Liason Office "B"
- ☐ Chemical Bank, Ltd. "D"
- ☐ Takashi Watanabe "D"



部 会 活 動

第 2 工業部会

日 時： 1980年8月6日（水）午後12時30分～

場 所： 三越ガーデン (Mitsukoshi Limited)

住所： Japanese Garden Road,
Jurong Town

- 議 題： 1. 正副会頭の選任
2. 1980年NWC勧告についての討論
3. 懇 談

貿易部会

日 時： 1980年8月16日（木）午後12時30分

場 所： シンガポール日本商工会議所

- 議 題： (1) 理事会報告
(2) 正副部会長改選
(3) NWCガイドライン
(4) 今後の部会運営
(5) その他

金融保険部会

日 時： 1980年8月8日（金）午後12時30分～

場 所： 東京銀行シンガポール支店会議室

18th Floor, Hong Leong Building

- 議 題： 1. 理事会報告
2. 正副部会長の改選
3. その他

化学品石油部会

日 時： 1980年8月6日（月）午後12時30分

場 所： シンガポール日本商工会議所

議 題： (1) 理事会報告
(2) 正副部会長改選
(3) 今後の部会運営
(4) その他

1980年度部会・委員会担当理事、正副部会長・委員長

名 称	担当理事	正副部会長・委員長
第一工業部会	(正) 早船 好藏氏 (岡本工作機械) (副) 関 英晴氏 (日本鋼管)	部会長 城戸 尚志氏 (シンガポール・神戸) 副部会長 梅野 宏 氏 (シンガポール・シール)
第二工業部会	後藤 敏邦氏 (トミー)	部会長 西尾 富巳男氏 (関西ペイント) 副部会長 定本 博巳氏 (大日本インキ)
第三工業部会	(正) 早野 美知男氏 (横河電機) (副) 加藤 尹稔氏 (三洋電機)	部会長 佐藤 次雄氏 (村田製作所) 副部会長 川口 恒夫氏 (N E C)
建設部会	古田 孝行氏 (熊谷組)	部会長 大場 若夫氏 (大林組) 副部会長 松野 済美氏 (高砂熱学)
貿易部会	三宅 源嗣氏 (丸 紅)	部会長 山崎 俊之氏 (東棉) 副部会長 前田 勝男氏 (丸紅) 繊維分科会長 白井 康延氏 (兼松) ゴム分科会長 戸田 新七氏 (加商)
金融保険部会	清水 泗郎氏 (東京銀行)	部会長 川島 博氏 (埼玉銀行) 副部会長 三木 芝武氏 (住友海上火災)
運輸通信部会	安田 達夫氏 (大阪商船三井船舶)	部会長 石井 昭氏 (国際電信電話) 副部会長 吉兼 甲二氏 (昭和海運)
流通サービス部会	田中 益男氏 (三越)	部会長 今中 太郎氏 (ニット・クラフト) 副部会長 中嶋 靖治氏 (シエラトン・ホテル)
化学品石油部会	小山 俊吾氏 (住友商事)	部会長 見並 幸雄氏 (三井東圧化学) 副部会長 高佐 誠一氏 (出光石油)
経営研究委員会	七戸 真次氏 (HYMOLD)	委員長 渡部 悌介氏 (シンガポール・タイム)
広報委員会	(正) 岡田 貞則氏 (三菱銀行) (副) 藤井 宏 氏 (伊藤忠商事)	委員長 金重 紘氏 (時事通信)

8月の主な経済記事

- 4日 ○ 8月1日から輸入貨物自動車に対する関税が撤廃されたが、それに伴い小型貨物自動車（1.5トン以下）の登録料がこれまでの2000 Sドルから5000 Sドルに引上げられ、積載量が1.5トン以上の大型貨物自動車の登録料はこれまでの通り。
- 一方、自動車の関税改変に伴い、乗用車の関税率は完成車と現地組立て車いずれについても一率45%となった。
- 7日 ○ シンガポール政府は8月5日の官報を通じ、「建設工事請負業者へのアドバイス」という形で来年1月1日より全ての建設労働者にC P Fへの払い込み義務を課す旨を明らかにした。また、同官報は今後建設請負業者が国家開発省の関係諸機関に対し、応札する場合、C P F負担の増加分を織り込むよう指導した。
- 20日 ○ シンガポールと日本は、技術協力計画に関する合意覚書に調印した。この計画に基き、日本は今後シンガポール国立大学の工学部における研究活動を援助してゆくことになる。
- 25日 ○ 昨年日本の直接海外投資額は49億9500万USドルとなったこのうちシンガポールへの投資額は2億5500万USドルで全体の5.1%を占めた。一昨年の1億7400万USドルに比べ、46.6%増となつた。これは日本の海外投資地として米国、オーストラリア、メキシコ、ブラジルに次ぎ、第5位にランクされた。
- PUBが80年代半ばまでに予想される電力需要の増加を準備する為、PULAU SERAYA に石炭火力発電所を建設する計画であるPUBは目下PULAU TEKONG、PULAU SEREYA への石炭火力発電所建設についてフィジビリティ・スタディを実施中である。
- 大蔵省はこのほどS D F（技能開発基金）拠出金の支払いについて、雇用期間が1ヶ月以内であればその支払義務を免除するが、

再雇用の場合その空白期間が30日以内であればその適用を受けることはできないとの決定を行った。

- 27日 ○シンガポールと日本は、東京で両国の二重課税防止協定の修正に関する交渉を行う予定。両国の二重課税防止協定は1971年に調印されたもので、すでに実際の情況に適応できないとシンガポール側では判断。

事務局： M.Y. Wong

廣 報 欄

** NEW-MEMBER (5th August, 1980)

Toyo Glass Machinery Singapore (Pte) Ltd.	104, Gul Circle, Jurong Town, Singapore, 2262.	2682033	Mr. T. Ikai (Managing Director)
The Daiei Inc.	Rm 2703, 27th Floor, Hong Leong Building, 16, Raffles Quay, Singapore, 0104.	2214633	Mr. K. Yamada (Chief Representative)
Coopers & Lybrand	11th Floor, Supreme House, Penang Road, Singapore, 0923.	362344	Mr. T. Watanabe (Manager)
Chemical Bank	Tower 3801, 38th Floor, DBS Building, 6, Shenton Way, Singapore, 0106.	2204944	Mr. M. Kamiya (Representative)

** CHANGE OF ADDRESS

- * Suzue-International Straits Pte. Ltd.
Rm 627-628, I.C.B. Building,
2, Shenton Way,
Singapore, 0106.
- * Kiso-Jiban Consultant Co. Ltd.
1st Floor,
Tan Jin Chwee Industrial Building,
60, Kallang Pudding Road,
Singapore, 1334.
- * Shibusawa & N.T.Y. Transportation Co. (Pte) Ltd.
4th Floor, N.T.Y. Building,
37, Somerset Road,
Singapore, 0923.
- * Yamazen Co. Ltd.
06-15, 6th Floor,
Orchard Plaza,
150, Orchard Road,
Singapore, 0923.
- * Rinkai Construction Co. Ltd.
Suite 15M, 6th Floor,
Realty Centre,
Enggor Street,
Singapore, 0207.

- * Three Bond Co. Ltd.
Rm 506, 5th Floor,
Orchard Shopping Centre,
321, Orchard Road,
Singapore, 0923.
- * Matsushita Denshi (S) Pte. Ltd.
2nd Floor, Block 4,
Ayer Rajah Industrial Estate,
Ayer Rajah Road,
Singapore, 0513.
- * The Long-Term Credit Bank of Japan Ltd.
2201-4, OCBC Centre,
Chulia Street,
Singapore, 0104.
- * Hitachi Zosen Engineering Singapore (Pte) Ltd.
45, Spottiswoode Park Road,
2nd Floor,
Singapore, 0208.
- * Hitachi Shipbuilding and Engineering Co. Ltd.
45, Spottiswoode Park Road,
2nd Floor,
Singapore, 0208.

**** CHANGE OF TELEPHONE NO.**

- * Suzue-International Straits Pte. Ltd.
Tel: 2207481 (2 Lines)
- * Kiso-Jiban Consultants Co. Ltd.
Tel: 2853233 (4 Lines)
- * Shibusawa & N.T.Y. Transportation Co. (Pte) Ltd.
Tel: 7341791 (3 Lines)
- * Yamazen Co. Ltd.
Tel: 7349391 (2 Lines)
- * Rinkai Construction Co. Ltd.
Tel: 2204215/2204768
- * Three Bond Co. Ltd.
Tel: 7373877, 7373629
- * Hitachi Zosen Engineering Singapore (Pte) Ltd.
Tel: 2223766
- * Hitachi Shipbuilding and Engineering Co. Ltd.
Tel: 2223766

**** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**

- * Sumitomo Metal Mining Singapore Pte. Ltd.
Mr. Y. Yamashita
- * Yokogawa Corporation of Asia Pte. Ltd.
Mr. J. Kimura
- * The Daiwa Bank, Ltd.
Mr. S. Tateno
- * Okura & Co. Ltd.
Mr. Y. Okahara
- * Nippon Kokan K. K.
Mr. H. Seki

資料案内

トップマネジメントのためのオリエンテーション	(会 員)	S\$25
シンガポール共和国関税法再版		S\$20
シンガポール概況1975年度		S\$20
シンガポール共和国特許(実施権)法		S\$ 8
シンガポール共和国製造業管理法(仮訳)		S\$ 8
資金援助制度の手引		S\$ 8
中央厚生年金法(仮訳)		S\$15
シンガポール共和国財産税法、財産税(付加税)法		S\$15
シンガポール共和国個人所得税解釈		S\$10
業種別会員名簿		S\$20
大気汚染防止法		S\$ 8
経済拡大奨励法		S\$10
月報(各月号)		S\$ 8
法律第1号(共和国改正会社法—1970年法律第62号)		S\$ 5
法律第2号(共和国所得税法—法律第141号の一部改正)		S\$ 5
法律第3号(共和国労働雇用法—1970年法律号122号を改正する法律)		S\$ 5
法律第4号(共和国改正会社法—1974年改訂法律第185号)		S\$ 5
法律第6号(共和国為替管理法改正)		S\$ 5
法律第7号(共和国会社法改正)		S\$ 5
法律第9号(共和国関税法改正)		S\$ 5
法律第11号(共和国大気汚染法、公衆衛生法、公衆衛生規則の改正法)		S\$ 5
法律第13号(共和国所得税法を改正する法律、中央厚生年金法、告示)		S\$ 5
法律第15号(経済拡大奨励法改正法)		S\$ 5
法律第18号(1973年法律第6号)改正法		S\$ 5
シンガポール為替管理法(仮訳)		S\$15
シンガポール共和国移住法		S\$15
シンガポール共和国要覧1977		S\$20
シンガポール共和国技術士法		S\$ 5
シンガポール共和国商標法		S\$10
シンガポール共和国憲法		S\$15
シンガポール共和国1979年		S\$20
シンガポール共和国銀行業法		S\$15
関税法(第133編)1979年関税令		S\$15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法		S\$25
1966年地方政府建築規則		S\$15
シンガポール共和国会社法		S\$60
	但し、非会員	S\$70
シンガポール経済事情(1979年8月)		S\$10
価格規制法		S\$ 5
シンガポール共和国現行租税制度		S\$10
労働組合法		S\$ 5

編集後記

帰国した知人の便りによれば、日本は今“秋たけなわ”月見草の原には、いますすきがそよぎ、四季のあるのはやはりいいものである。しかし秋の夕暮れは何か物淋しく無性に緑したたるブーゲンビリア、オーキッドの花咲くシンガポールが恋しいとの文を手にし、日常見すごしがちな自然の美しさに、改めて通勤途上の眼が向く今日この頃です。

今号は先般ご帰国された大先輩桜井氏より“草分けのころ思い出すまま”「シンガポール20年の思い出」のご寄稿を賜りました。これを受け SINGAPORE TIME の佐山氏より「偉大なる大先輩桜井氏の帰国に際して」ご投稿いただき、JETRO 高橋氏には各企業頭を痛めている「NWC勧告の背景と影響」「2年続きの高賃金勧告を受けて」をレポート願ひ、三和銀行山本氏に「シンガポールドルの為替相場動向」、大和銀行清柳氏に「シンガポールにおけるオフショアバンクについて」、住友銀行森原氏には「テレファックス雑感」をご寄稿いただきましたいずれも企業経営にとつて重要な関心事であり、会員企業の皆様に参考になることが多々あるものと思います。

各位ご多忙の中、ご執筆いただきましたことを広報委員一同厚く御礼申し上げます。

今月の担当は、電通戸田、松下電器樋野でした。

(樋野記)

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, BLOCK 1, FLATTED FACTORY, KALLANG WAY,
SINGAPORE 13. TELS: 2923831, 2922296
(KALLANG BASIN INDUSTRIAL ESTATE)

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665